



令和7年度における環境配慮契約法基本方針等 の検討方針・課題等（案）

令和7年度第1回環境配慮契約基本方針検討会

令和7年7月28日
環境省 環境経済課



目次

- I． 電気の供給を受ける契約に関する検討事項等
 - II． 建築物に係る契約に関する検討事項等
 - III． その他の検討事項等
-

I . 電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

令和7年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

本年度の第3回電力専門委員会（関連計画・施策等の大枠が定まった段階で開催予定）においては、将来的な**排出係数の適切な引き下げのあり方**及び**総合評価落札方式の導入**に関する具体的な検討を開始し、令和7年度の検討のスタートとして位置づけることとしている。

1. 排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討

- ① 温室効果ガス排出削減目標等を見据えた排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討
- ② 排出係数しきい値の具体的な引き下げの方向性の検討

2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

- ① 総合評価落札方式の適切な導入に関する考え方の整理
- ② 総合評価落札方式の評価項目、評価方法等に係る検討

3. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

- ① 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）運用に向けた検討
- ② 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

4. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討
- ② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員

【五十音順・敬称略】

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所教授

小川 芳樹 東洋大学名誉教授

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授

藤野 純一 公益財団法人地球環境戦略研究機関
戦略マネジメントオフィス
プリンシパルシナジーコーディネイター／上席研究員

松田 明広 丸紅新電力株式会社CSO（Chief Strategy Officer）

（座長）松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

横川 晋太郎 電気事業連合会立地電源環境部長

米山 眞梨子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会理事

1. 排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討

- 排出係数しきい値の引き下げのあり方については、我が国の2035年度、2040年度における温室効果ガス排出削減目標及び2040年度におけるエネルギー需給の見通し（エネルギーミックス）等を踏まえた検討が必要であること

○ 気候変動対策に関連する各種計画・施策との整合

- ✓ 令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画（エネルギー需給の見通し）、政府実行計画等の関連計画・施策との整合を図ること
 - 温室効果ガス排出削減目標は2013年度比**2035年度60%削減、40年度73%削減**
 - **2040年度**における**エネルギー起源CO₂排出量3.7億トンのCO₂程度**

○ 排出係数しきい値の引き下げの方向性

- ✓ 2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの方向性は、原則として電力専門委員会におけるこれまでの議論の経緯・内容及び今後の議論を踏まえた対応を図ること（2030年度の排出係数しきい値の想定（0.31kg-CO₂/kWh程度）についても直近のデータにより更新・確認）
- ✓ 2030年度以降の方向性は、シナリオ別の2040年度エネルギーミックスと整合を図ること
 - 電力専門委員会における議論を基本に目指すべき排出係数（又は排出係数しきい値）を定めるとともに、小売電気事業者の予見可能性にも配慮
 - 現行の供給区域別の運用は排出係数しきい値が一定のレベルに下がった段階で終了も視野

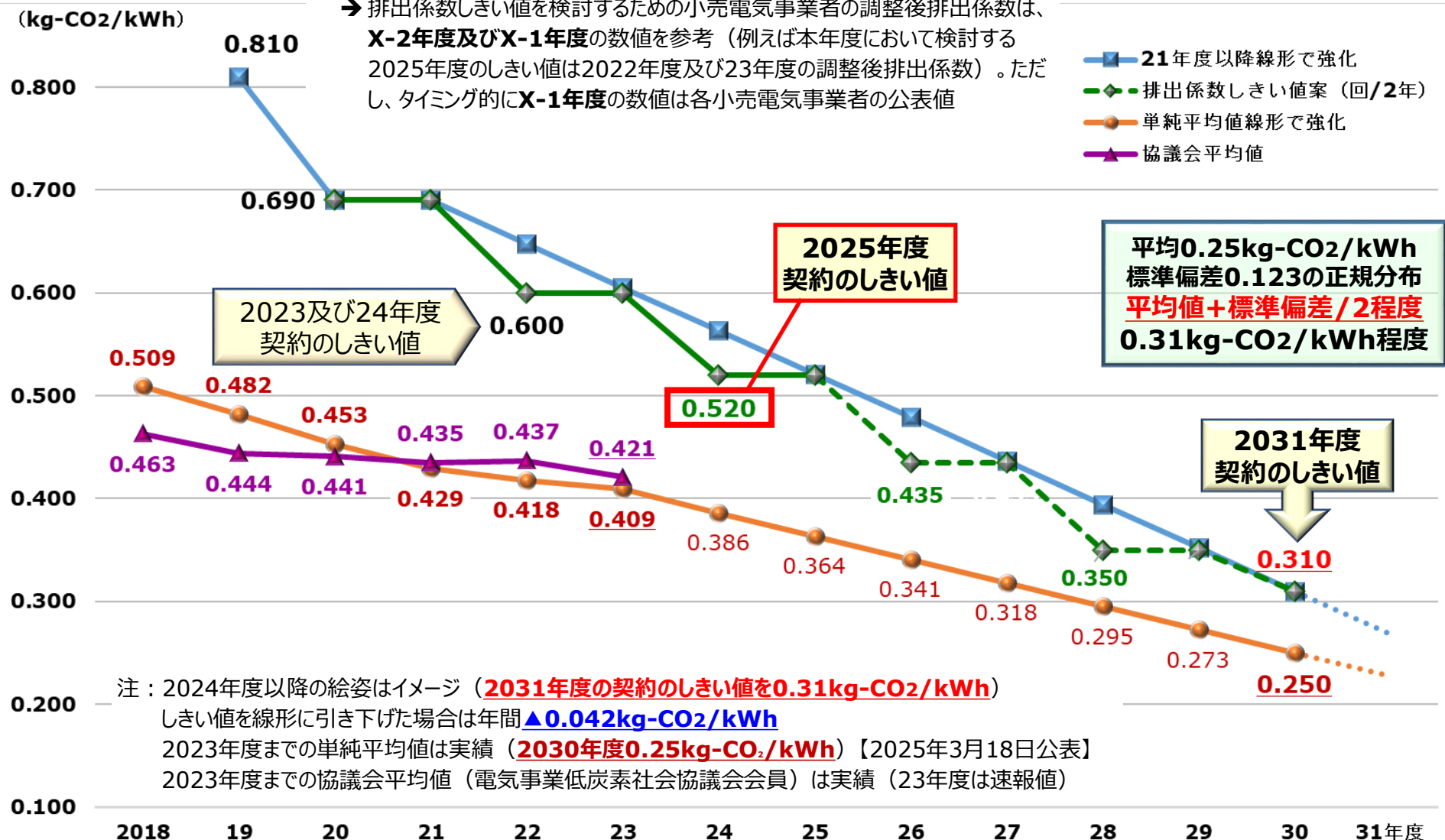
○ 国及び独立行政法人等における調達実績の確認（当面の間）

- ✓ 供給区域別の排出係数、裾切り方式の実施状況、調達電力に占める再エネ比率など

【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

○ X年度においてX+1年度からの契約に使用する排出係数しきい値を決定

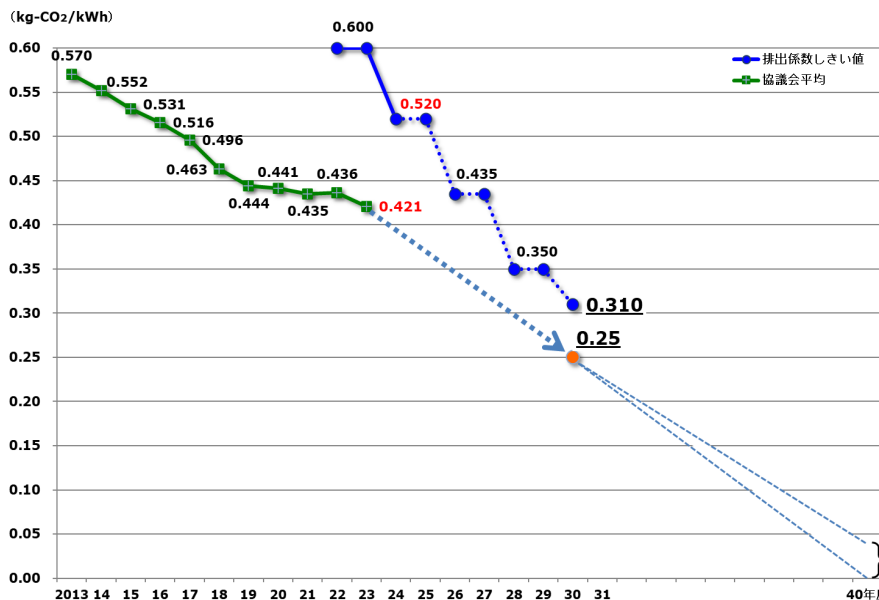
→ 排出係数しきい値を検討するための小売電気事業者の調整後排出係数は、**X-2年度及びX-1年度**の数値を参考（例えば本年度において検討する2025年度のしきい値は2022年度及び23年度の調整後排出係数）。ただし、タイミング的に**X-1年度**の数値は各小売電気事業者の公表値



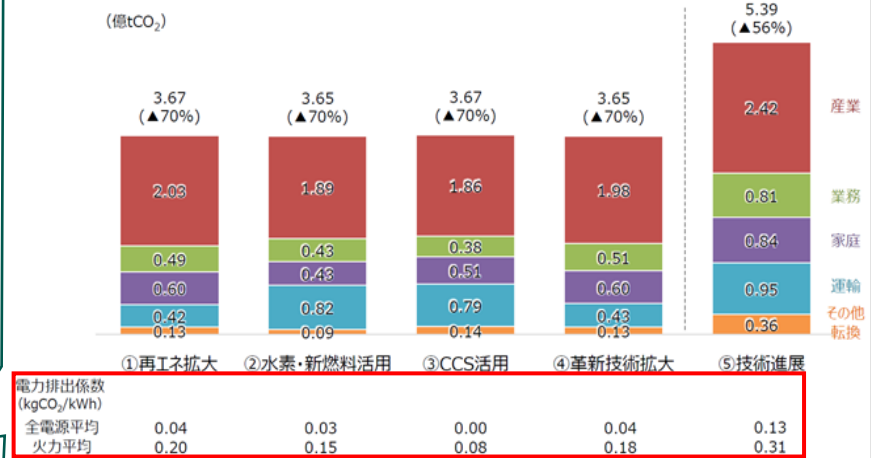
2024年度に25年度
契約のしきい値を決定

2030年度に31年度
契約のしきい値を**0.31**

【参考】排出係数の実績及び2030年度、40年度の排出係数



2040年度



シナリオ	シナリオの概要
①革新再エネ技術が普及拡大するシナリオ（再エネ拡大）	既存の再エネ技術に加え、ペロブスカイト太陽電池・浮体式洋上風力等の大幅なコスト低減が実現し、国内の再エネ導入量が拡大
②水素・アンモニア・合成燃料・合成メタン等が普及拡大するシナリオ（水素・新燃料活用）	水素等の製造コストの大幅な低減により、水素・アンモニア火力の活用とともに、非電力部門における水素・アンモニアや合成燃料・合成メタン等の活用が拡大
③CCSの活用が拡大するシナリオ（CCS活用）	CO ₂ 貯留可能量の拡大、CO ₂ 回収・輸送・貯留技術の大幅なコスト低減により、一定の化石燃料の利用が残存しつつ、発電や産業でのCCSの活用が拡大
④革新技術（上記①～③）の普及・活用が幅広く拡大するシナリオ（革新技術拡大）	幅広い革新技術で導入制約の克服、大幅なコスト低減等が進展。エネルギー需給の両面で様々な革新技術をバランスよく活用することにより、脱炭素化が進展
⑤革新技術のコスト低減が十分に進まず、既存技術を中心にその導入が進展するシナリオ（技術進展）	2040年度までに革新技術の大幅なコスト低減等が十分に進まず、既存技術を中心にその導入拡大が進展

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書等に明記することを基本方針に定め、2030年度まで計画的・継続的に引き上げ
 - 調達する再エネ電力は電源が特定されていることを必須とし、再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
 - ◆ 調達電力の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力（3万kW以上）含む）
 - ◆ 再エネ導入状況の電源 再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力除く）
- ※ 関連制度・計画等で「再エネの定義」が整理された場合には整合するよう見直し



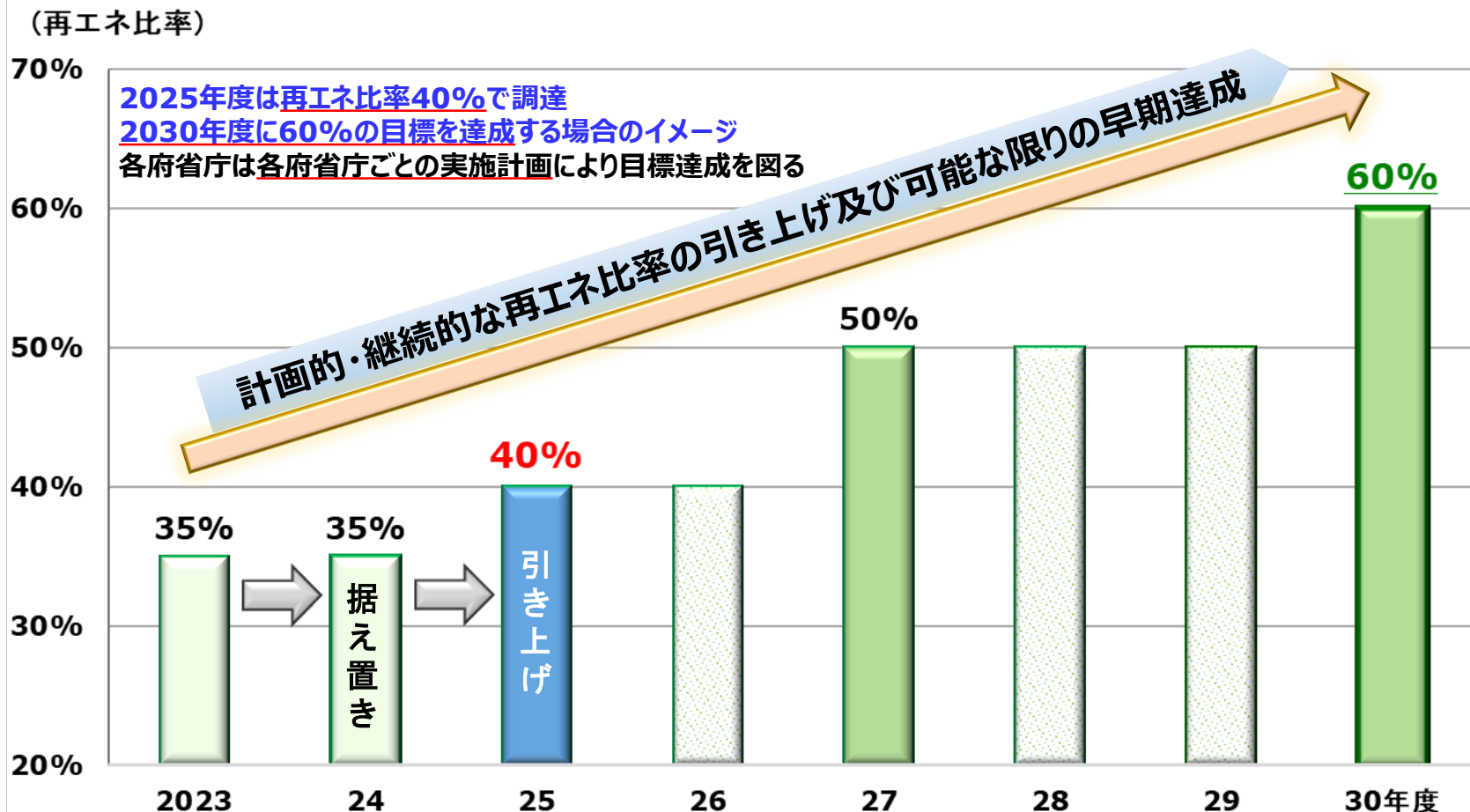
2030年度再エネ比率60%以上を目指し、電力専門委員会の議論、契約締結実績の確認等を踏まえ、令和6年度第2回基本方針検討会において**令和7年度**の契約の仕様書等に記載する調達電力の最低限の再エネ比率を**40%**へ引き上げることを決定

- ✓ 関連制度・計画等における「再エネの定義」の整理の進捗状況は引き続き注視
- ✓ 政府実行計画の調達電力に占める再エネ電力の目標は**2030年以降は再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度において調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力**（「脱炭素電源由来」については定義の検討が必要）

政府実行計画及び各府省庁の実施計画、独立行政法人等の実施計画等に基づき、より高い再エネ比率を設定すること、PPAモデルの積極的な活用を推奨

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - ◆ 令和7（2025）年度の調達電力の最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
 - ◆ 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ➡ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、2年に1回程度再エネ比率を提示



3. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

総合評価落札方式の導入を視野に適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を活用しつつ、総合評価落札方式の導入に向けた検討が必要であること
 - ◆ 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を図りつつ、関連計画・施策等の改定を踏まえ電気の供給を受ける契約に係る選択肢拡大等の観点から、総合評価落札方式の導入に向けた検討も必要
 - ◆ 導入要件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・評価方法等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を一層促す観点から、**総合評価落札方式の導入に向けた考え方を整理**するとともに、具体的な**評価項目・評価方法等**の検討

- ✓ 令和6年度第3回電力専門委員会から総合評価落札方式の導入に向けた基本的な考え方、具体的な評価内容等に関する議論を開始
 - 「排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討」に係る議論と併せ導入に向けた検討を実施
 - 国及び独立行政法人等とはもとより、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の低減及び再エネの導入拡大を促進することを目的**とし、より効果的な評価項目や評価方法等について検討

総合評価落札方式の導入について（スケジュールイメージ）

- 今年度の電力専門委員会、基本方針検討会において、総合評価落札方式の具体的な方式を検討。
- 総合評価落札方式は財務省との包括協議や周知の期間等を考慮し、2027年度から導入予定。

年度	2025（R7）												2026（R8）		2027 ～
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4-9	10-3	
検討会等				 電力①親 検討会①	 電力②		 親 検討会②	 電力③	 親 検討会③						総合 評価 導入
検討事項				・方式 ・評価項目	・評価項目（具体的な数値） ・配点 〔・方式〕		・取りまとめ案		・総合評価導入の 方針決定					次年度の電力契約が 開始される前に閣議決定する のが望ましい。 （11月後半？）	
事務 手続き				財務省との内々の打合せ			各省協議・ 財務包括協議 （3か月～半年）			各省 予算要求			★ 閣議 決定		
										周知活動					
（参考） 排出係数 しきい値	0.520														

0.520

総合評価落札方式（評価項目）の検討

○現在の裾切り方式では、以下の必須項目と加点項目により、70点以上の事業者が入札に参加可能。

【必須項目】

① 二酸化炭素排出係数（70点）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

【加点項目】

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

+

≧ 70点

要 素	区 分	配 点
① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
排出係数しきい値		
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

○現行方式の評価項目を総合評価に当てはめたイメージ

電気事業者	①排出係数	②未利用エネ	③再エネ	④加点取組	⑤合計点	⑥価格点 （入札額）	評価値 ⑤ / ⑥	順位
A社	0.406	0.66%	6.7%	取組○	—	580万円	—	—
	60点	5点	10点	5点	80点	580点	0.1379	2位
B社	0.348	0.22%	5.3%	取組×	—	600万円	—	—
	70点	5点	10点	0点	85点	600点	0.1417	1位
C社	0.474	2.04%	12.2%	取組○	—	565万円	—	—
	45点	10点	15点	5点	75点	565点	0.1327	3位
D社	0.511	0.34%	15.8%	取組○	—	545万円	—	—
	40点	5点	20点	5点	70点	545点	0.1284	4位

総合評価落札方式（加算方式／除算方式）の検討

- 総合評価落札方式においては、加算方式と除算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
- なお、環境配慮契約において、自動車では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等その他の方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

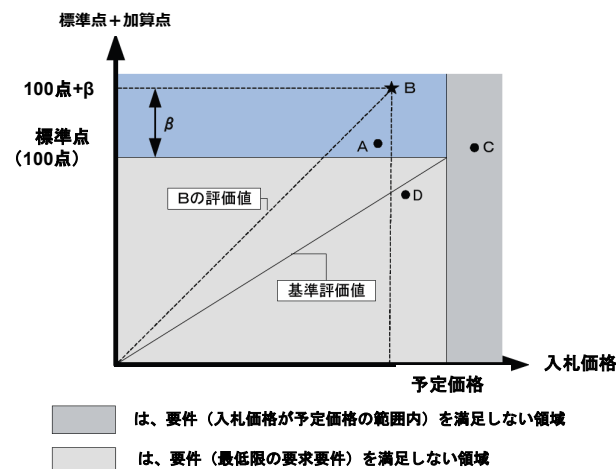
除算方式

公共調達においてより一般的な方式

総合評価点 = (標準点(基礎点) + 加算点) ※ / 価格

※ 除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能のように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借（環境配慮契約法）で採用。
自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）
- 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
 - 「安かろう悪かろう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
 - 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）



加算方式

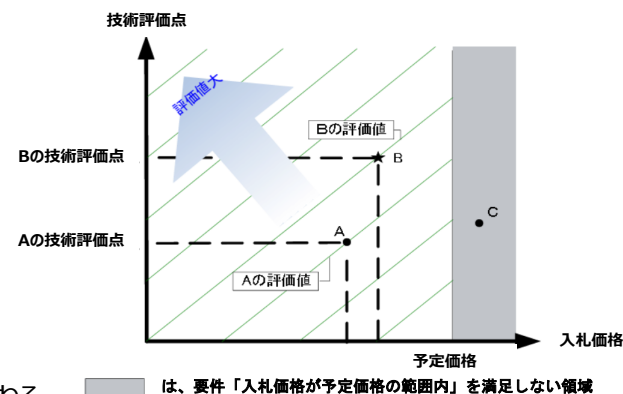
価格よりも技術をより高度に評価したい場合に用いる方式

総合評価点 = 価格点 + 技術点

価格点 = $\alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

α : 入札価格に係る得点配分（通常 $\alpha = 100$ ）

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 研究開発 価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
調査・広報 価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
情報システム 価格点1：技術点1
で採用。
- 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
 - 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。



総合評価落札方式（評価項目）検討の基本的考え方（除算方式）

- 除算方式を取った場合、評価項目として標準点（基礎点）と加点項目を検討する必要がある。標準点については、評価項目を満たす場合には100点、満たさない場合には0点となり、実質裾切りの要件となる。
- 以下のとおり評価項目を検討したが、過不足について御意見をいただきたい。

	評価項目（案）		選定理由
標準点 （基礎点）	1	二酸化炭素排出係数 事業者全体 or メニュー別排出係数	現状、裾切りの最も大きな1要件となっており、環境配慮契約法の温室効果ガスの削減の主旨に照らしても継続して重視すべき項目であるとともに、地球温暖化対策計画（2035年度60%削減、2040年度73%削減）、政府実行計画等における目標達成のため、引き下げる方向での検討が必要。
	2	調達電力の再エネ割合	現状、裾切りの要件には入っていないが、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、調達電力の再エネ割合は少なくとも40%とすることとなっているため、環境配慮契約では実質上の裾切りとなっている。
加点項目	3	二酸化炭素排出係数 事業者全体・メニュー別排出係数	現状の契約方式では、裾切りしきい値を下回った場合、その程度に関わらず評価は一定であるが、削減努力に見合った評価がなされるよう、加点項目にも追加する。
	4	調達電力の再エネ割合	二酸化炭素排出係数同様、しきい値をより上回っている事業者が評価されるよう、加点項目にも追加する。
	5	再エネ導入率	現状、裾切りの1要件となっており、政府実行計画等における目標達成のため、再エネ電力割合を高めることが重要であるため。
	6	未利用エネルギーの活用状況	現状、裾切りの1要件となっており、脱炭素社会の実現に向けて、一次エネルギー削減に大きく貢献する未利用エネルギーの活用が重要であるため。

4. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討①

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
 - ◆ 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
 - ◆ 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - ◆ 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
 - ◆ 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
 - ◆ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップが重要



環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ及び優良事例・先行事例等の把握及び普及等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 実績調査において「実施時期を検討中」とする回答には具体的な実施時期の明示を求め、「長期契約中」とする回答には契約終了後の実施の可否の確認等のフォローアップの実施
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する効果的かつ強力な情報提供（所管独法等を含む）及び状況に関する聴取方法を検討（必要に応じ法第9条に基づく要請も検討）
- ✓ 政府実行計画のフォローアップ等との連携による取組の強化等
 - 環境配慮契約の実施状況の中央環境審議会CN実行計画FU専門委員会への提示等も視野

4. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討②

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方は以下のとおり

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連系していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ◆ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ◆ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



再エネ電力の最大限導入に向けた取組を先行して実施することを電力専門委員会における議論等を踏まえ、令和7（2025）年度の契約から開始

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的な検討及び適切な時期のとりまとめに向けて、以下の調査等を実施

- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の締結状況等の確認
- ✓ 地方公共団体実行計画における脱炭素に向けた取組、環境配慮契約の実施意向等
- ✓ 沖縄電力供給区域への参入小売電気事業者に対する排出係数低減の取組、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の調査
- ✓ 地域の再エネ創出に向けた小売電気事業者の取組の実施状況（販売電力量、再エネ電源など）等

Ⅱ．建築物に係る契約に関する検討事項等

令和6年度の建築物の維持管理に係る契約に関する検討において、ベンチマーク指標の算定・公表及び維持管理に係る契約の環境配慮契約の実施率の向上に資する施設管理者・発注者向けのチェックリストを作成することとしたところ。

令和7年度はベンチマーク指標に係るデータの蓄積及び精緻化に向け継続的なデータ収集・分析等を実施するとともに、引き続き環境配慮契約の実施率の向上に資するチェックリストの拡充・活用方策の検討、さらにデータ計測・分析等の他の契約類型への活用等について検討するものとする。

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

- ① 継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討
- ② ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

- ① 建築物の維持管理に係るチェックリストの拡充及び活用方策に係る検討
- ② チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用等に係る検討

- 建築物の維持管理の運用段階のデータ計測・分析結果等の他の契約類型（設計段階及び改修段階）への展開及び活用

4. その他契約類型の効果的・有機的連携に係る検討

- 建築物に係る契約における温室効果ガス排出削減に向けた相乗効果の発揮

令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会建築物懇談会委員

【五十音順・敬称略】

赤司 泰義 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

伊香賀 俊治 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長
慶應義塾大学名誉教授

原 敏弘 流通経済大学法学部教授

松下 直幹 株式会社コミッションング企画代表

百田 真史 東京電機大学未来科学部建築学科教授

(座長) 野城 智也 東京都市大学学長

湯澤 秀樹 株式会社日建設計総合研究所執行役員

【オブザーバー】

浅利 直紀 森ビル株式会社設計部設備設計部
設備設計第3グループ課長

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量に関するベンチマーク指標の算定及び公表の継続的な実施による情報の蓄積・精緻化
 - ◆ 建築物の用途別・地域別・規模（延床面積）別に応じた維持管理に係るベンチマーク指標を算定し、内容について建築物懇談会において検討・確認
 - ◆ 精緻化に向けては一定の期間が必要になるものの、蓄積されたデータの分析等による更なる活用が期待



継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討

令和7年度において**ベンチマーク指標の算定・公表等**に向けて、以下の検討を実施

- ✓ 令和6年度の実績データ（令和7年度調査）について引き続き収集・蓄積及び分析
 - 施設の基本情報（用途、所在地、延床面積、管理状況等）、エネルギー使用状況（燃料種別エネルギー使用量）、温室効果ガス排出量等
- ✓ 収集・蓄積データの精度向上及びベンチマーク指標の精緻化の検討
 - 外れ値の考え方及び適切な除外方法等について検討
 - ベンチマーク指標については絶対値による評価についても検討（適切な評価水準）

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定・公表及び活用について

- 各施設や組織の“立ち位置（エネルギー消費レベルやCO₂排出レベル）”の把握、ベンチマークとの比較による排出削減等に向けた取組の促進
 - ◆ 各施設・組織において、より一層高いレベルを目指すための目安となるもの
 - ◆ 併せて、地方公共団体や民間等に対する情報提供による普及啓発

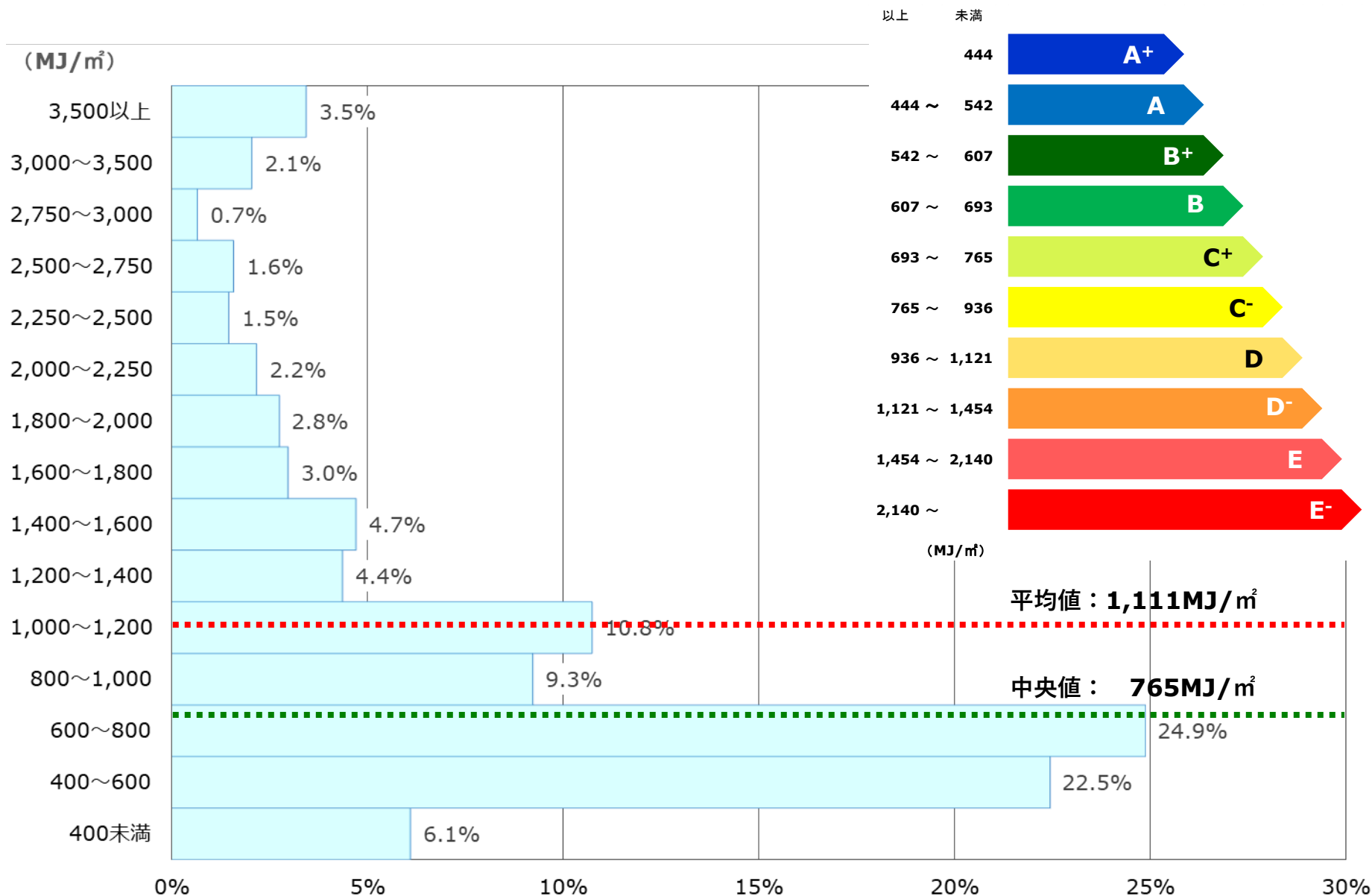


ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

施設管理者のエネルギー管理及び当該施設の評価等に活用可能となるよう、分かり易い形で算定・公表以下の検討を実施

- ✓ 建物用途（拡大を含む）、地域別・面積別等のより実態に即した評価方法の検討
- ✓ 施設管理者・発注者に対する適切なフィードバック及び対策を促す運用に係る検討
 - 例えば**等級評価（A⁺～E⁻）**に対応した対策を促す運用
 - 各施設や組織がより高いレベルを目指すことにつながる適切な公表・表現方法（例えば**レピュテーション効果の活用**など）
- ✓ ベンチマーク指標と省エネ・脱炭素対策等の紐づけに関する検討

【参考】一般事務庁舎のベンチマーク指標例



一般事務庁舎におけるエネルギー消費原単位のベンチマーク指標（令和5年度）

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 契約締結実績調査における実施事例の収集、発注者ニーズの把握とともに、環境配慮契約の未実施理由の整理が必要
 - ◆ 建築物の維持管理に係る環境配慮契約の実施率は近年20%前後で推移
 - ◆ 令和6年度に発注者自らが“工夫の余地の有無”を確認（主に運用改善対策）するためのチェックリストを作成
 - ※ 「温室効果ガス等の排出削減の工夫の余地がない」が環境配慮契約の未実施理由の大宗を占める（令和5年度実績で86.1%）



建築物の維持管理に係るチェックリストの拡充及び活用方策に係る検討

更なるチェックリストの拡充・レベルアップ及びチェックリストを活用した省エネ・脱炭素対策等の着実な推進を図るため、以下の検討を実施

- ✓ 契約締結実績調査を踏まえた環境配慮契約の詳細な未実施理由の把握
- ✓ 未実施理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供に係る検討
- ✓ 対策分野及び対策レベルによる具体的な対策の可視化
 - 維持管理に係る契約の発注に当たって仕様書等の契約図書の参考情報としての位置づけ
- ✓ チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけに関する検討

【参考】維持管理に係る環境配慮契約のチェックリストの例

対策分野	対策・設備等（例）	対策レベル（例）
一般・管理関係	組織・実施体制	○ 業務の 要求事項 （入札要件）
	計測・保守等	○ 日常の点検・保守業務 で対応可能なレベル（施設管理者等が実施）
	エネルギー管理	○ 日常の点検・保守業務 で対応可能なレベル（業務受注者が実施）※
設備関係	熱源設備・熱搬送設備	○ 技術者・専門家による 支援が必要 となるレベル※
	空調設備・換気設備	○ 導入・更新等に対応する 費用が発生 するレベル（改修事業に反映）※
	給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備	※印は実施に当たって費用の発生を想定
	照明設備・受変電設備・電気設備	
	搬送設備	
	再エネ設備	

対策・設備等	要求事項	日常業務		技術者支援等	費用発生	チェック項目	☑
		自ら実施	業者実施				
業務の実施体制	●					専門技術者の配置	☐
	●					同種・類似業務（同等の施設用途・設備等）の実績	☐
点検・保守等			●			主要設備の運転記録	☐
			●			設備の日常点検・保守	☐
				●		主要設備の管理標準の設定	☐
エネルギー管理		●	●			定期的（月/四半期/年など）なエネルギー使用量の把握	☐
熱源・熱搬送設備		●	●			スケジュール運転の適正化	☐
		●	●			運転時間の最適化	☐
		●	●			起動時間の適正化	☐
				●		燃焼設備の空気比の適正化	☐
				●		冷温水出口温度・冷却水設定温度の適正化	☐
				●		冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	☐
				●		熱源機のフロー量の適正化	☐
				●		自動制御の動作確認、機器台数・容量の最適化	☐
			●	●		フロン類の漏えい防止及び点検	☐

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 維持管理の運用段階において徹底した省エネルギー対策のためには当該建築物の特性等を踏まえた最適な省エネ・脱炭素対策等の選択が重要
- 実施すべき具体的な対策等を示すことにより、維持管理に係る環境配慮契約の実施率の向上にも資することが期待されるところ



チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報及びその提供方法等について検討

- ✓ 契約締結実績調査において把握する具体的な運用段階における用途別の取組事例等の分類・整理及び類似施設等への横展開
 - 建物用途によるエネルギー消費特性等を踏まえた有効な対策等
- ✓ 環境配慮契約の**先進事例・優良事例（ベストプラクティス）**、**省エネ効果の高い取組・対策、低コストの対策等**の収集・整理を優先
 - 環境配慮契約の未実施機関のフォローアップだけではなく、**実施機関の優良事例等の取組についてもフォローアップ**を行い、維持管理に有効な情報を積極的に提供
- ✓ **チェックリストの対策と省エネ・脱炭素対策等の紐づけ**に関する検討【再掲】
 - 先進事例・優良事例や省エネ効果又は費用対効果が高い取組・対策等を優先

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する情報提供について

- 複数年契約（特に独立行政法人等）、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式に係る情報提供等の普及促進策が重要
- 運用改善に当たって専門家やコミッショニングの適切な活用が重要



維持管理の運用改善に資する契約方式等の情報提供に係る検討

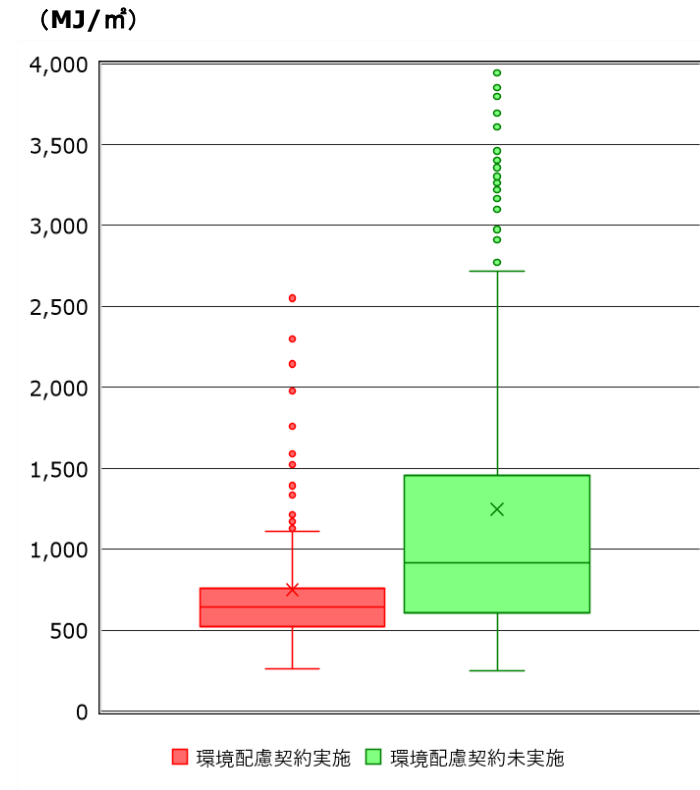
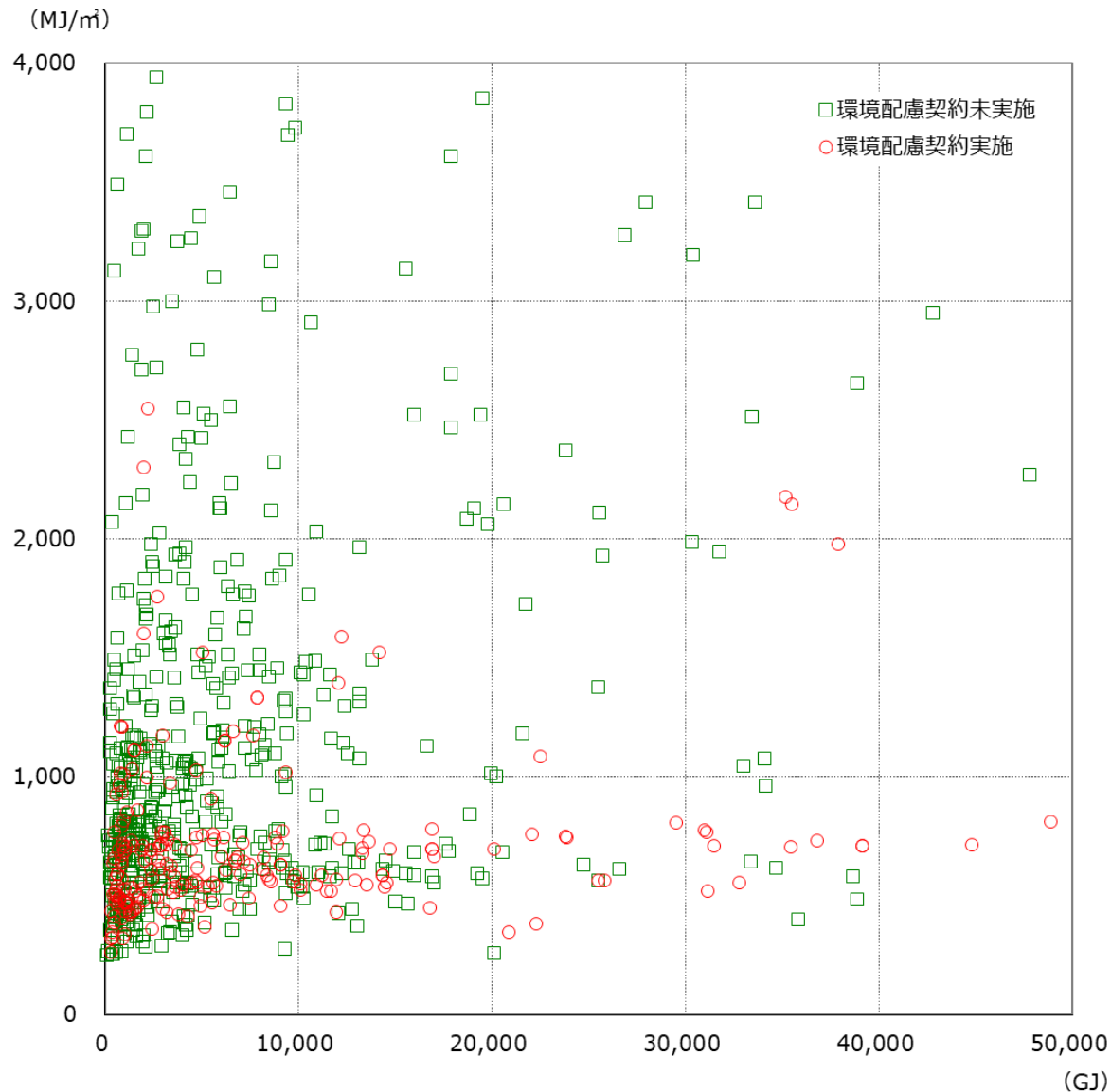
維持管理の運用改善に資する**複数年契約方式、複数施設の一括発注等**の実施について当該施設のエネルギー使用実態や建物の特性を踏まえ検討することを推奨

- ✓ 複数年契約は運用実績を踏まえた継続的改善効果の発揮等に寄与
 - **独立行政法人等**の更なる普及促進、**国の機関の複数年契約の取組**（中央合同庁舎等の維持管理業務に係る情報発信）、他の機関の実施可能性の検討
- ✓ 複数施設の一括発注は発注規模の拡大による事業者の参入インセンティブの向上、同種業務をまとめることによる費用対効果の向上、エネルギー管理のIT化の促進等に寄与

施設規模、業務内容、契約方式等に対応した具体的な入札参加資格、評価項目・評価内容等の検討及び例示

- ✓ **入札参加資格、評価項目・評価内容等**の例示、**運用改善に資する契約方式等**の提供
- 維持管理の運用改善に当たって**専門家やコミッショニングの積極的な活用**の推奨

【参考】環境配慮契約実施状況とエネルギー消費



一般事務庁舎における環境配慮契約実施状況及びエネルギー消費量・消費原単位等

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用に係る検討

データ計測・分析、評価指標等の活用について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 運用段階における評価指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要
- さらに、計測データの蓄積、契約類型間で引き継ぎ・積極的に活用するとともに、契約事業者間において実効性の高い引き継ぎを行うことも必要



データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方

建物用途、施設規模・運用管理体制等に即した適切な**データ計測・分析等**を実施するために以下の検討を実施

- ✓ 継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用方策の検討
- ✓ 運用段階の蓄積されたデータ計測・分析等を踏まえた**次期発注仕様等**の促進
- ✓ **運用改善が可能と判断される事業者の選定**に向けた対応方策の検討及び提示
- ✓ 他の契約類型（設計段階又は改修段階）への展開及び活用方策の検討
- ✓ **Web等を活用**した具体的な事例等の提供や**プッシュ型**の情報提供に係る検討

データ計測・分析等に係る業務と維持管理業務の**分離発注**の可能性の検討、データ計測・分析等に当たって**専門家の積極的な活用**を図るための検討を推奨

4. その他契約類型の效果的・有機的連携に係る検討

契約類型間の建築物のライフサイクルにおける效果的・有機的な連携について

- 各契約類型として位置づけられた個別の環境配慮契約においても、それぞれ温室効果ガス排出削減効果を発揮するもの
- 契約類型が建築物のライフサイクルにおいて效果的・有機的に連携することにより、一層の温室効果ガス排出削減に対する相乗効果が期待



その他契約類型の效果的・有機的な連携の進め方

契約類型間の連携を進め、相乗効果を高めるために以下の検討を実施

- ✓ 建築物のライフサイクルにおける発注者向けの省エネ・脱炭素対策等の情報提供（維持管理における情報提供と連携）の実施
- ✓ 企画・設計段階、運用段階及び改修の各段階をデータの計測・分析結果等を通じて一体的にマネジメントしていくため、対応するサービスや契約類型間の連携等の検討
- ✓ 建築物の設計段階又は改修段階において維持管理の運用段階におけるデータ計測・分析結果等の他の契約類型への展開及び活用を想定した具体的なデータ等の検討
- ✓ 省エネルギー・脱炭素化に向けた対策・取組等の連携の具体化・メニュー化の検討
- ✓ エンボodiedカーボンの削減、持続可能な建築の推進、生物多様性の保全等の**建築物のライフサイクル全体に求められる今後の取組**に係る検討
- ✓ 環境配慮契約の実施可能性の確認のためのチェックフロー図やチェックリストの作成の検討

Ⅲ. その他の検討事項等

令和7年度におけるその他の検討事項等(1)



■ GX製品等の取扱いに関する検討

- ◆ 経済産業省主催のGX市場創出研究会※¹においてGX市場創出のために期待される官民の取組について昨年度検討、令和6年3月に中間整理※²を公表
- ◆ GX2040ビジョン※³を踏まえたGX製品等の積極調達に向けた対応の検討

※1 産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場創出に関する研究会

※2 GX市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）

※3 GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～

■ 地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連計画・施策等の改定に伴う基本方針等の見直しに関する検討

- ◆ 2035年度・2040年度を見据えた我が国の温室効果ガス排出削減目標等、新たな政府実行計画に掲げられる削減目標をはじめとした政府の目標・施策、エネルギーミックス等と整合した環境配慮契約の各契約類型における対応について幅広い検討が必要

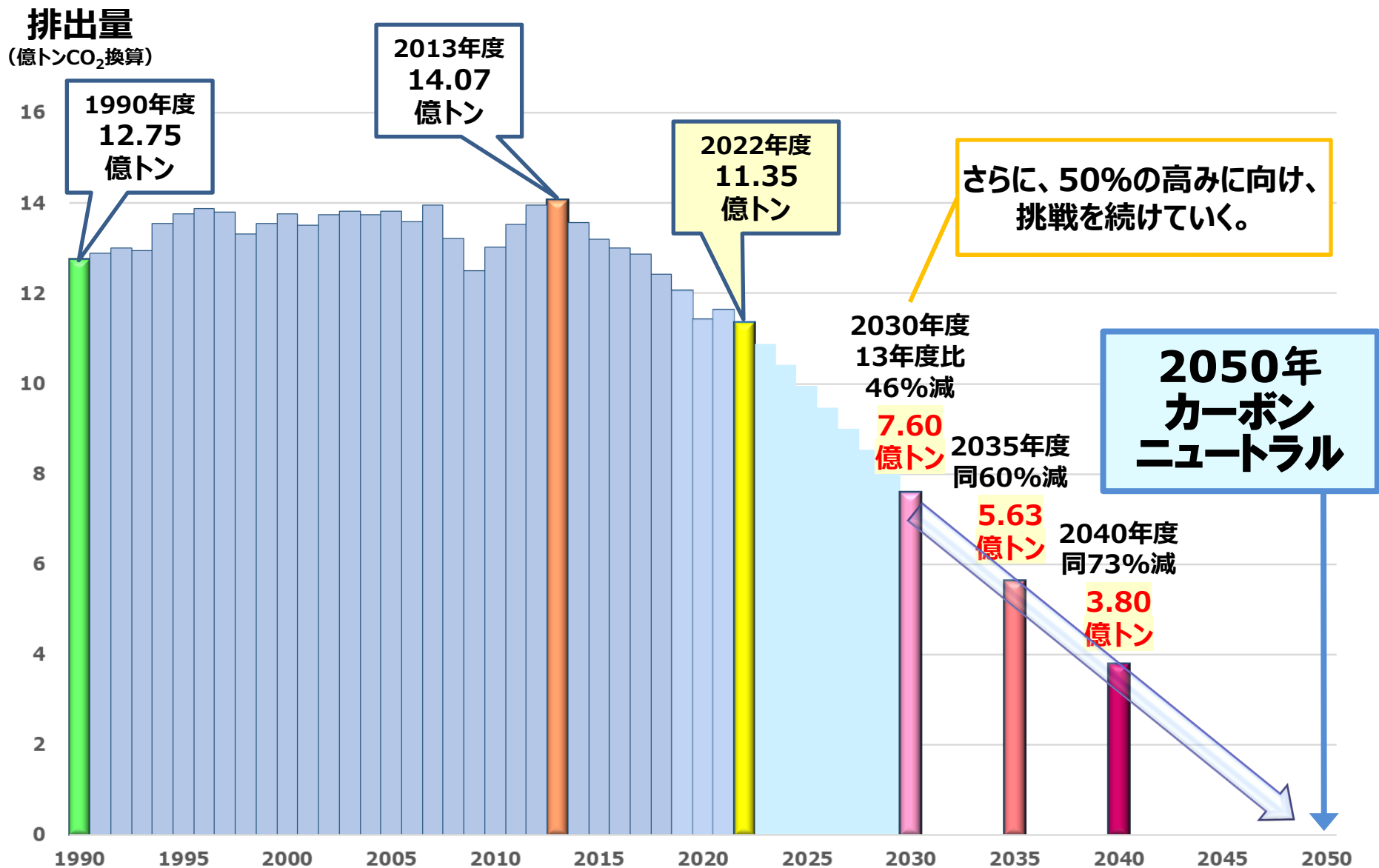
○環境配慮契約法におけるGX製品等の取扱いとともに、令和7年2月に閣議決定された環境配慮契約の推進に関連する上記の計画・施策等の内容と整合した基本方針等の改定の必要性を検討

令和7年度におけるその他の検討事項等(2)

- **再資源化事業等高度化法、第五次循環型社会形成推進計画等の制定を踏まえた産業廃棄物に係る契約の基本方針等の見直しに関する検討**
 - ◆ 産業廃棄物に係る契約における契約方式及び評価基準等について、高度化法の制定等を踏まえた検討

**【参考】我が国における温室効果ガス排出量の推移
及び目標等、政府実行計画の目標等**

【参考】我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標



【参考】地球温暖化対策計画の目標等（令和7年2月閣議決定）

○ 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量・吸収量の目標

「2050年カーボンニュートラル」、2030年度に2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減

- 我が国は**2030年目標と2050年ネット・ゼロ**を結ぶ直線的経路を弛まず着実に進んでいく
- 中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO ₂)		2013年度実績	2030年度目標・目安	2040年度目標・目安
		1,407	760 (▲46%)	380 (▲73%)
エネルギー起源CO ₂		1,235	677 (▲45%)	360-370 (▲70-71%)
部門別	産業	463	289 (▲38%)	180-200 (▲57-61%)
	業務その他	235	115 (▲51%)	40-50 (▲79-83%)
	家庭	209	71 (▲66%)	40-60 (▲71-81%)
	運輸	224	146 (▲35%)	40-80 (▲64-82%)
	エネルギー転換	106	56 (▲47%)	10-20 (▲81-91%)
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		135	116 (▲14%)	98 (▲27%)
HFC等4ガス（フロン類）		37	21 (▲44%)	11 (▲72%)
吸収源		—	▲48	▲84
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度、2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

【参考】政府実行計画のGHG削減目標及び数量的目標等

政府実行計画（令和7年2月）におけるGHG削減目標及び他の数量的目標等

目標・措置等	2030年度	2035年度	2040年度
GHG削減目標	2013年度比50%削減	同65%削減	同79%削減
太陽光発電	- 設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に設置 PPAモデルの活用を検討 ペロブスカイト太陽電池の政府保有の建築物等への率先導入（社会実装の状況を踏まえ導入目標を検討）		設置可能な建築物（敷地を含む）の100%を目指す
建築物の建築	- 新築事業については原則ZEB Oriented相当以上 - 新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指す	2030年度以降は更に高い省エネルギー性能を目指す	
電動車の導入	代替可能な電動車がない場合等を除き新規導入・更新についてすべて電動車とし、ストックでもすべて電動車とする		
LED照明	- 既存設備を含めた政府全体のLED導入割合を100%とする - 原則として調光システムを導入		
再エネ・脱炭素電源由来電力	- 調達電力の60%以上を再エネ電力とする 60%を超える電力についても更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力を調達	2030年以降は再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度において調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とし、調達電力の排出係数低減に向け継続的に取り組む	